

# 山野小学校いじめ防止基本方針

平成 26 年 4 月 1 日策定  
福山市立山野小学校

## 1 「いじめ防止基本方針」策定の趣旨

いじめは、人間として絶対に許されない行為であり、いじめられた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがある。

いじめは「どの子どもにも起こりうるものである」との認識に立ち、いじめを許さない学校づくりを通して、いじめの未然防止を図るとともに、いじめのサインを早期に発見し、早期に対応することが大切である。また、すべての児童が安心して学校生活を送れ、自らの進路の実現にむけて様々な活動に自律的に取り組むことができるように、学校、家庭、地域が一体となっていじめの問題に取り組んでいくことが重要である。

この趣旨と県、市の「いじめ防止基本方針」を踏まえ、本校において「いじめ防止基本方針」を策定し、「いじめの防止等を推進する体制づくり」を確立するとともに、「いじめの防止等のための対策」を総合的かつ効果的に推進していく。

## 2 いじめの定義等

「いじめ」を、「いじめ防止対策推進法（第2条）」に基づき、次のように定義する。

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

\* 「児童等」とは、学校に在籍する児童又は児童をいう。

\* 個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立つものとする。

\* 「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒や、塾やスポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒と何らかの人的関係を指すものとする。

\* 「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理やりさせられたりすることなどを意味する。

\* いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、「いじめ防止委員会」等の組織を活用して行う。

### 3 いじめ防止対策の基本的な考え方

いじめには、大人には見えにくく、発見することが難しいという特性があり、大人が見逃していたり、見過ごしていたりする可能性がある。また、いじめの中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが必要なものや、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、被害者の立場にたち、教育的配慮のうえ、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携して対応する。

#### (1) いじめの未然防止

児童一人一人の状況を的確に把握し、全ての教育活動において望ましい集団づくりを進めるとともに、全ての児童が積極的に教育活動に参加して活躍することができるよう、「知・徳・体」の基礎・基本の充実を図る。

#### (2) 児童の主体的な活動の支援

児童がしっかりと自律して、自分たちでいじめのない学校をめざして取り組んでいくことが重要である。このことから、児童会活動を通していじめの問題に取り組む活動を行う等、児童の主体的な活動を支援する。

#### (3) いじめの早期発見・早期対応

定期的、計画的なアンケート調査や教育相談を進めるとともに、日常的な実態の把握により、小さな兆候を見逃さず、早い段階で的確に対応するなど、いじめの早期発見・早期対応に取り組む。

#### (4) いじめへの組織的な対応

特定の教職員が問題を抱えこむことなく、「いじめ防止委員会」を中心に、全教職員がいじめられた児童を守りきるという立場に立ち、組織的に対応する。

#### (5) 家庭や地域との連携

地域・社会全体で児童を見守り育てるため、PTAや地域の自治会、学校関係者等が連携・協働する体制を構築する。

### 4 「いじめ防止委員会」の設置

いじめの防止及びいじめの早期発見・早期対応を組織的に行うために「いじめ防止委員会」を設置する。また、「いじめ防止委員会」は校務運営組織に位置付けた組織とする。

## 5 いじめの防止等に関する取組

「いじめ防止委員会」はいじめの防止等に関して次のことに取り組む。

- (1) いじめの防止等に係る生徒指導体制及び教育相談体制の構築
- (2) いじめの防止等に係る年間活動計画の策定
- (3) いじめの防止等に係る校内研修計画の策定
- (4) いじめの防止等に係る関係機関との連携
- (5) いじめの防止及びいじめの早期発見に係る児童，保護者への啓発
- (6) いじめの防止等に係る相談窓口の広報
- (7) いじめの防止等に係る児童の主体的な活動の支援
- (8) 重大事態発生時の対応

## 6 重大事態への対応

重大事態が発生した場合，速やかに市教育委員会に報告するとともに，プロジェクトチーム等を編成し，調査等の適切な取組を行う。

「重大事態」を，「いじめ防止対策推進法（第28条第1項）」に基づき，次のように定義する。

「重大事態」とは，次に掲げる場合を指す。

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命，心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある認めるとき。
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

- (1) 重大事態が発生した場合，速やかに市教育委員会へ報告する。
- (2) 調査組織（プロジェクトチーム等）を編成し，市教育委員会の指導助言のもと調査を行い，調査結果を市教育委員会へ報告する。
- (3) 調査の結果を踏まえ，市教育委員会の指導助言のもと同様の事態の再発防止のための取組を行う。

## 7 取組の検証と見直し等について

策定した「いじめ防止基本方針」が機能しているかの検証及び見直しを行う。

- (1) 「いじめ防止委員会」において，各学期末にいじめの防止等に係る取組の検証を行い，実施計画の改善を図り，年度末には年間の取組を検証し次年度の取組の見直しを行う。
- (2) 「いじめ防止基本方針」は，本校ホームページに公表するとともに，より実効性の高い取組とするため，必要に応じて改訂する。